

～地域に根ざした教育を推進するために～
各地域の就学指導と特別支援教育に期待すること〈緊急提言〉

奈良県就学指導委員会

インクルーシブ教育の理念を踏まえ、全ての子どもが共に学び共に育つことを基本的な考えとする「地域に根ざした教育」を推進するために、できる限り地域で「必要な支援」と「適切な指導」を受けることができるよう期待する。

障害や診断の有無にかかわらず、生活や学習上の困難に寄り添いながら指導・支援を行い、全ての子どもが地域で学ぶ社会を希求し、提言する。

地域で子どもたちを支えるー

子どもの就学の始まりは、地域の小学校を基本にして考えるべきである



そのために

- 「必要な支援」と「適切な指導」のもとに、地域の小中学校が共に学び共に育つ場であることを追究すること。
- 各市町村の就学指導委員の専門性を高め、より適切な就学指導に努めること。

1. 就学指導の基本的な姿勢

就学相談時には、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の論点整理（H22.12.24）で示された次のような姿勢で臨むことが重要である。

「保護者は、学校や市町村教育委員会が自分の子どもを地域で進んで受け入れてくれるという姿勢が見られないと、心を開いて就学相談をすることができません。学校や市町村教育委員会が保護者の伴走者として親身になって相談相手となることで保護者との信頼関係が生まれます。学校、市町村教育委員会は、障害のある子どもを地域で受け入れるという意識を持って就学相談・就学先決定に臨む必要があります。」

具体的な提言

- (1) 就学基準に該当するかどうかの判断がつかない場合は、地域の小学校に入学することを*基本とし、そこで1～3年かけて子どもの実態とニーズを見極めること。
- (2) 就学基準に該当する者は、*副次的な学籍を利用して、地域の小中学校との日常的な交流および共同学習の機会を積極的に設けること。

*基本 : 現行法（学校教育法施行令22条の3）に基づく特別支援学校の該当者については、地域の小学校への入学を強制するものではない。

*副次的な学籍 : 地域の学校か特別支援学校かという二者択一ではなく、双方の学校において適切な指導と必要な支援を受けられるように、在籍する学校以外にも副次的な学籍を置くこと。

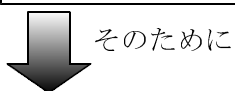
2. 地域の小中学校が共に学び共に育つ場であるために

地域に居ながら専門的な教育を受けさせたいという願いは、全ての保護者に共通するものであり、そのニーズは増え続けている。この保護者の願いに応えるためには、地域の小中学校において「適切な指導」と「必要な支援」を混同することなく行い、専門的な教育を行うことが求められる。

なお、ここでいう「専門的な教育」は、取り出された“特別な指導”のみを指すのではないことに留意する必要がある。例えば、発達障害のある子どもへの指導において成果を上げている指導内容や方法は、“特別な指導”というよりも、むしろ、これまでも通常の学級で実践されてきた“あたりまえの教育”を丁寧に行っているものである。すなわち、通常の教育が「専門的な教育」の基盤であるという認識を共有することが大切である。

具体的な提言

- (1) 通常の学級における特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級の専門性を維持・向上させること。
- (3) 理解啓発及び保護者のコミュニティづくりを一層推進すること。



そのために

- ・意図的計画的な人材育成及び適切な校内人事の推進（安定的で継続性のある特別支援教育の提供ができるよう努めること）
- ・特別支援学校のセンター的役割や通級指導教室の活用に加えて、域内で成果を上げている特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター・リーダーの積極的な活用
- ・教育相談を通じた個別の事例研修など地道な研修の実施
- ・学生ボランティア等の積極的な活用
- ・保護者や地域の人々に対する特別支援教育の理念の理解啓発

3. 各市町村の就学指導委員の専門性を高めるために

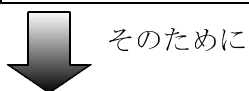
特別支援教育へと名称が変わり、従前の“障害児”教育に対する抵抗感が少なくなるとともに、できるだけ手厚いサービスを受けたいという期待が高まった。このことにより、就学相談の件数が増加するとともにその内容が多様化している。

また、学校教育法施行令では、就学先を決定する際には保護者の意見聴取が義務づけられており、障害者基本法では「保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」と示されている。

これらのことから、就学指導委員には、これまで以上に、指導的側面と相談的側面の両方の専門性が求められると認識すべきである。

具体的な提言

- (1) 就学指導・相談の地域差を解消すること。
- (2) 就学指導委員や相談員の力量差を解消すること。



そのために

- ・『就学指導のガイドライン』（平成22年奈良県教育委員会）の活用
- ・就学指導委員会を隣接町村で共同開催するなどの工夫
- ・就学指導委員や相談員の専門研修
- ・就学前通園施設や特別支援学校との連携